

2010年5月25日

第2回（2009年度）「昭和女子大学女性文化研究賞」選考報告

昭和女子大学女性文化研究賞選考委員会

1. 選考経過

2009年度の第2回「昭和女子大学女性文化研究賞」の選考対象は、自薦・他薦を含む単著と共著34点であった。

第1次選考は、3月3日、11日の両日に学内選考委員によって行われ、第1次選考基準に沿って候補作として次の単著5点を選んだ（発行月順）。

村田陽平『空間の男性学—ジェンダー地理学の再構築』（京都大学学術出版会 2009年2月）

西村純子『ポスト育児期の女性と働き方—ワーク・ファミリー・バランスとストレス』
（慶応義塾大学出版会 2009年3月）

杉浦浩美『働く女性とマタニティ・ハラスメント—「労働する身体」と「産む身体」を
生きる』
（大月書店 2009年9月）

辻村みよ子『憲法とジェンダー—男女共同参画と多文化共生への展望』
（有斐閣 2009年12月）

渡辺めぐみ『農業労働とジェンダー—生きがいの戦略』
（有信堂高文社 2009年12月）

これら5点についての第2次（最終）選考は、4月13日に学外選考委員の板東久美子氏（文部科学省生涯学習政策局長、前内閣府男女共同参画局長）、原ひろ子氏（城西国際大学大学院客員教授）の出席の下、女性文化研究賞選考委員会で行われた。検討の結果、候補作のなかで秀でた研究水準と研究スケールを有する辻村みよ子氏の著作に第2回「昭和女子大学女性文化研究賞」を贈呈することを決定した。

* 第1次選考基準（2008年度、第1回本賞選考時に、選考の目安として確認された）

- 1) 単著を優先する。
- 2) テーマが「女性文化研究賞」の趣旨に合い、明確かつ有意義である。
- 3) 研究方法、分析視角が優れている。
- 4) 著作の独創性と体系性。
- 5) 結論、提言の明瞭さ。
- 6) 叙述の成熟性

2. 選考結果

第2回（2009年度）「昭和女子大学女性文化研究賞」受賞作

辻村みよ子『憲法とジェンダー—男女共同参画と多文化共生への展望』
（有斐閣 2009年12月）

3. 受賞作の選考理由

東北大学大学院法学研究科教授である辻村氏は、2003年度から5年間に亘って東北大学21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」の活動を拠点リーダーとして牽引され、その成果を全12巻に及ぶ『ジェンダー法・政策研究叢書』（東北大学出版

会)として刊行された。さらに2008年度からは引き続き拠点リーダーとして「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」と題する東北大学グローバルCOEプログラムを推進中である。受賞作は、この2つの大きなプロジェクトを遂行する過程で著者が精力的に発表された諸論稿に大幅な加筆・修正を加えて編まれたものである。

受賞作としての選考理由を一言で述べれば、それは、本書が「男女共同参画(ジェンダー平等)と多文化共生」の融合という独自の視点から、グローバル時代のジェンダー問題を理論的・実践的に追究する「ジェンダー憲法学」という新しい学問領域を切り拓いたことである。同時に本書における男女共同参画に関わる諸課題の憲法学的考察は、今日の男女共同参画政策の理論的基礎として、わが国の男女共同参画社会の形成に大きく寄与するものである。

まず注目したいのは、本書を貫く「男女共同参画(ジェンダー平等)と多文化共生」という視座、分析視点の先進性と現代的意義である。

著者は、社会的・文化的性差と定義される「ジェンダー」は、絶えず性別以外の諸要素、具体的には、人種・民族・エスニシティや文化、階級、年齢、障害の有無などと重なり合って現象すると捉える。そして、この「性別を含む人種・民族・宗教・文化等の多様な属性や要素を有する諸個人の共生を『多文化共生』という独自の観念で包括的に把握し、「ジェンダー平等(男女共同参画)と多文化共生という複眼的な視点からグローバル化下の問題を検討する」重要性を強調している。

このような視座にたつて、著者は、グローバル時代の男女共同参画と多文化共生が交錯する具体例として、第3章でイスラムのスカーフ問題を、第7章で2003年のルワンダ憲法で採用された選挙制度やクォータ制を取り上げている。

去る4月29日にベルギー下院が、欧州で初めてイスラム教徒の女性が「ブルカ」や「ニカブ」を公共の場で着用することを禁じる法案を賛成多数で可決したことが報じられたが、著者は、「スカーフ問題」の背景には、ライシテと呼ばれる政教分離・国家の宗教的中立性と個人の信教の自由の問題、移民の統合に関わる普遍主義と差異主義の対抗、さらに女性の解放、女性の権利保護という論点が複雑に錯綜していることを指摘する。そしてフランスのフェミニストの「スカーフ論争」の検討から、従来の憲法学のようにライシテのプリズムだけを通した見方も、他方、女性解放の脈絡でのみスカーフ着用禁止の意義をとらえるリベラル・フェミニズムの論理も適切とは言えず、イスラム女性のスカーフ着用に含まれる「自立のための努力や『戦術』」といった多義的な意味を見誤ることを明らかにしている。

さて、本書の重要な意義は、日本における「ジェンダー憲法学」構築への学問的貢献である。第二波フェミニズムとともに展開した欧米のフェミニズム法学・ジェンダー法学の研究蓄積を丹念にサーベイした著者は、「第1章 憲法とジェンダー」においてジェンダー平等や多文化共生に敏感な視点にたった憲法学が、人権・主権・平和の問題と関わって今日対象とすべき重要な検討課題を網羅的に提示している。

第2章以下の各章における、人権とジェンダー、性差に基礎をおく権利としてのリプロダクティブ・ライツ、日本国憲法の平等原理とジェンダー、ポジティブ・アクション、

選挙制度とクォータ制、フェミニズムの「難問」といわれる「女性兵士」問題を含む平和とジェンダー等々についての考察は、著者が比較憲法的・学際的視座から憲法学の現代的課題に取り組んだ理論的所産である。すなわち、本書は、著者自らが、「いわば『ジェンダー人権論』『ジェンダー憲法学』研究の現時点での到達点である」と評しているように、日本におけるジェンダー法学構築への貴重な貢献をなしている。

第三次男女共同参画基本計画の策定作業が進行中である現在、本書が提起している「ジェンダー人権論」の視点や、政治・行政・雇用の分野への女性の参画を促進する中心的な施策であるポジティブ・アクションに関する法理論的・実践的な研究成果は、わが国の男女共同参画政策がその基盤に取り込むべき重要な内容を含んでいる。

選考委員会では、問題提起的ないくつかの論点については是非その先が聞きたいという意見も聞かれた。日本に男女共同参画社会をすみやかに構築するために、著者の研究が今後益々発展されることを期待している。

最後に、2009年度は、受賞作以外に最終選考に残った作品は、冒頭で述べたように、新進気鋭の男女研究者による学位論文をベースとした著作であった。いずれもこれまで等閑に付された新しい研究課題に切り込む気迫がその行間にほとぼしる興味深い作品であった。選考委員一同、これらの研究の前進を心強く受けとめ、著者らの今後の一層の活躍を期待したい。